



熊本県公報

号外 第14号
令和2年(2020年)
3月16日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則…………… (市町村課) 1
- 熊本県建設業法施行細則の一部を改正する規則…………… (監理課) 1
- 熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則…………… (港湾課) 2

規 則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第8号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第9号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則(平成21年熊本県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第20項第1号中「四肢末梢優位」を「四肢末梢優位」に改め、「をいう」の次に「。次号において同じ」を加え、同項第2号中「水俣病被害者手帳」の次に「又は医療手帳」を加え、「であって離島に居住するもの」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第10号

熊本県建設業法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建設業法施行細則(昭和47年熊本県規則第38号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「(10) 国家資格者等・監理技術者一覧表」を削り、「(11) 定款(法人のみ)」を「(10) 定款(法人のみ) (11) 健康保険等の加入状況」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県建設業法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第11号

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県港湾管理条例施行規則（昭和41年熊本県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（許可の申請）」を付し、同条第1項中「者」の次に「（駐車場を使用しようとする者を除く。）」を加える。

第4条の4を第4条の5とし、第4条の3を第4条の4とする。

第4条の2第2項中「所在地又は代表者の氏名」を「代表者の氏名又は主たる事務所の所在地」に改め、同条を第4条の3とする。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 条例第5条第1項の許可を受けようとする者（駐車場を使用しようとする者に限る。）は、次に掲げる事項を明らかにすることにより、知事に申請しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 駐車場に入場する国際旅客船乗客用観光バスの自動車登録番号（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第9条に規定する自動車登録番号をいう。）

(3) 駐車場を使用する期間

2 前項の規定による申請をした者は、当該申請に係る許可を受ける際に、使用料を納めなければならない。

別記第15号の5様式を次のように改める。

別記第15号の5様式(第4条の3関係)

変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代
表者の氏名)

年 月 日付け熊本県指令 第 号で許可を受けた事項を変更したい
ので熊本県港湾管理条例施行規則第4条の3の規定により申請します。

| 種 別 | | 変 更 前 | 変 更 後 |
|--------|-------------|-------|-------|
| 占 用 | 位 置 | | |
| | 面 積 | | |
| | 目 的 | | |
| | 期 間 | | |
| 工 作 | 名 称 | | |
| | 構 造 | | |
| | 面 積 | | |
| 物 | 用 途 | | |
| | 行 為 の 期 間 | | |
| | 直 営、請 負 の 別 | | |

(注)

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 位置図・実測平面図・求積図・構造図・断面図・字図の写し・変更計画の概要及び利害関係者の承諾書を添付してください。
- 3 図面は、変更前と変更後が比較できるよう色分けしてください。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県港湾管理条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県港湾管理条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。